

アメリカ統治下の沖縄：軍事政権から民主政権への歩み

目次

はじめに	1
第1節 研究背景	1
第2節 研究目的	2
第1章 先行研究	2
第1節 大城将保の研究	2
第2節 明田川融の研究	3
第2章 異民族支配の論点	3
第3章 沖縄における戦後（アメリカ統治時代）	7
第1節 敗戦と沖縄	7
第2節 アメリカの統治下	10
第3節 切り離された沖縄	13
第4章 戦後（本土復帰）	14
第1節 沖縄の復帰	14
第2節 基地問題	16
第3節 住民闘争	17
第4節 沖縄の復帰運動	18
第5章 結論	22
謝辞	23
参考文献	23

はじめに

第1節 研究背景

はじめに、戦後日本のいわゆる安全保障(軍事・外交)政策は、アメリカの世界戦略(その一環としての東アジア戦略)に従属し、これを補完するかたちで展開してきた。その具体的な形態が日本とアメリカ安全保障体制である。その軍事的拠点、そして日本における矛盾の集約点が沖縄であった。

ここでいわゆる戦後史の事実あるいは歴史について、探究する観点は様々であろう。戦後史を戦前の歴史と全く断絶した異質の歴史とみるのではなく、冷戦下における国際的な政治の状況の中で絞殺しようとする見方が出てきているが、日本人のおもな主観では 180 度の転換であったにしても、第 2 次世界大戦の続きという視点からすれば、平和憲法の制定においても沖縄本土の返還においても、アメリカの軍事的な戦略や戦術の 1 環にすぎないことになるかもしれない。しかしながら、ここでの問題はそれをうけとめる日本人特有の国民主体性であり、明治期以来のいわゆる「富国強兵」という国の義務とその絶対的な性質の最終地点は破綻ということになり、全く新しい条件下ではじめなければならない時、その制定の主体というものが誰であるかは抜きにして「平和憲法」が重要なよりどころとなったのである。

ここで「平和憲法」については、その定義あるいは説明というものが曖昧なまま、ときには日本に一層の「防衛」の努力を要求してきているいわゆる「外圧」に対して、日本サイドにおける制約条件を表明する弁明の道具に使われたり、対内的ないわゆるリップサービスであったりあるいはジェスチャーというものになったりする。さらには戦後の体制の重要な要である「日本とアメリカの安全保障」との矛盾が生じたとき、安全保障が憲法的な拘束力を持ち、日本とアメリカの安全保障の事前の協議方式が相違する事態も発生している。つまりは安全保障というものが定着化し、同時に平和憲法を支持し。その実情下で、国民の外交問題の不統一および混迷している状態について、日本の外交について責任がないとはいえず、むしろ最も重要な責任を感じるべきではないかと思われる。

これらのような背景から、広義的な国際政治から、個別のアメリカ外交についてや日本とアメリカに関連する関係史さらには沖縄に関連する歴史の各分野に至るまで、沖縄の復帰運動についての側面をそれぞれの局面の相互の影響関係の中に取り入れ、そして沖縄が包囲されているのではないかと想定される。国際政治や国内政治における連携関係等を考慮しなければならない事象が、多様に存在する。

第2節 研究目的

本稿では、戦後史において特に沖縄戦後史を中心にその概観をまとめるとともに戦後の沖縄における軍事政権から民主政権への変遷について、究明するとともに、その政治的な帰結についても検討する。

第1章 先行研究

第1節 大城将保の研究

はじめに、沖縄の戦時下において、大城将保（1977）は、
“戦時期の県行政は総動員体制によって全面的に規定されている。県は国策遂行の下請機関となり、侵略戦争の完遂を絶対目標とする国家意思を県民生活の末端にまで貫徹させる上意下達の間接機関でしかなかった。帝国憲法下の地方行政は県および市町村の二階級に区分される。市町村が国家機関をもたない自治団体であるのに対し、県は地方長官（国家官吏）たる知事の監督のもとにおかれ、国家機関（官庁）と地方団体という二重の性格と機能を併せもつものであった。知事の権限も、倒の行政行為としての権限と自治団体の長としての権限の二本立になっていた。知事は内務大臣の指揮監督のもとにあり、県行政の一般的指導は内務省地方局行政課を通じて行われた。平時といえども県行政が中央に直結し、いちじるしく自治的性格を制限されていたのはいうまでもない。”¹

と述べている。つまり戦時中における沖縄は、県は地方長官（国家官吏）たる知事の監督のもとにおかれ、国家機関（官庁）と地方団体という二重の性格と機能を有していたのである。

つづいて沖縄戦での戦死者の数の不一致なども研究されている。大城（1983）は
“検定本から「住民殺害」が消えてしまったのが問題となったわけだが、これとは別に、文部省のきびしい

検定をパスしたはずのこの・記述の中にも戦死者数の理解において事実誤認がみられる。
数字そのものは沖縄県援

護課まとめ {すなわち政府公記} をそのまま採用しているものの、「戦闘に協力した住民」と「戦闘にまきこまれた一般住民」を別種のものであるとして区別している点、また、軍人に含まれているはずの鉄血勤皇隊、ひめゆり部隊了）を戦闘協力者とみなしている点など、数字の意味を取り違えているのである。こうした数字の不一致や意味の取り違えなどは教科書にかぎらず一般に流布している戦史、戦記類には多々みられるところである。な

¹大城 将保「戦時下の沖縄県政－昭和十八年知事事務引継書の周辺－」沖縄史料編集所紀要 no.2 p.79-122

ぜこうした現象が生じたかと言え、第一に考えられることは根拠資料として用いられた基本文献に問題が内包されていたと考えられる。²⁾

とされ、戦後の歴史教育に対する批判も行っている。

第2節 明田川融の研究

明田川（2011）は、沖縄基地問題において、

“九五、六年というのは、在沖米兵による少女暴行事件をきっかけにして米軍基地の整理縮小であるとか、あるいは地位協定の改定が盛んにいわれた時期です—鳥島をはじめとする沖縄の個々の基地の使用条件というのは一体どうなっているんだということになって公表されたものです。当時、大田昌秀知事（大田氏はもともと社会学者でした）が「五・一五メモ」、つまり一九七二年五月一五日に沖縄の施政権が米国から日本に返還される間際に、駆け込み的に結ばれた個々の基地の使用条件に関する密約があるはずだから、それを公表すべきだということを日本政府に要求した成果でした。ここでは嘉手納基地と普天間飛行場に関する部分だけを抜粋してきましたけれども、それらを含む沖縄八七カ所の基地の個別の使用条件が公表されたわけです。”³⁾

と述べているように、異民族の始まりともいえるような事件が多く起こっている。このような記述から、戦後の1952年に発効した旧安保条約などの取り決めに関しては、日本における米国の軍事・安全保障上の権利を一方的に制度化したもので、これによって規定される日米関係は、二国間関係としてはかなり極端なものであったとすることができよう。このため、講和・独立後のナショナリズムの勃興と、安保体制の実体が米国の戦略的必要からする沖縄および日本への米軍配備（基地使用）であったために、沖縄では「島ぐるみ土地闘争」「那覇市長選問題」「民連ブーム」、本土では「内灘闘争」「砂川闘争」「ジラード事件」（相馬ヶ原）など、米軍存在に起因する問題・事件が次々に生じたことが相俟ち、旧安保条約と行政協定はそうした問題・事件の根源として再検討を迫られることになるわけである。

第2章 異民族支配の論点

上記の2つの先行研究より、戦時、戦後の沖縄における異民族の支配においては、主として、戦死者の数の不一致や戦時中の日本の総動員体制からGHQの占領政策が根底にあると考えられる。

²⁾大城 将保「沖縄戦における戦死者数について」沖縄史料編集所紀要 no.8 p.55 -71

³⁾明田川融「沖縄基地問題と「密約」（＜特集＞現代史研究の課題と方法（立教大学史学会大会報告））」史苑 71 42 頁

そもそも歴史的に 1945 年 8 月 15 日に日本はポツダム宣言を受諾し無条件降伏した。しかしながら、このことは、いわゆる終戦ではなく、停戦であり、事実上はサンフランシスコ講和条約が締結された 1952 年に終戦ということになる。

このような背景から、アメリカ陸軍総指令官マッカーサーは、日本の弱化を意図とした政策を様々に行うこととなる。政教分離をはじめ、神道指令によって信教の自由の確立と軍国主義の排除している。つまりはアメリカ軍の都合の良い形へと日本を変えようとした政策といえる。

一方で、このことにより、従来までの教育勅語つまり軍国主義教育がなくなり、民主主義教育が実施されるようにもなった。しかしながら、上記の背景からもわかるように民主主義教育は表面上であり、実際は共産主義的な教育が施されることとなる。

見せかけの GHQ が作成した日本国憲法により、さらには教育基本法までもが GHQ が独断と偏見で作りに上げてきたことは周知の事実である。後に、この教育基本法を作成したとされているのが、教育刷新委員会とされている。占領直後には、以下のように述べている。“終戦後の教育改革はアメリカの教育使節団によって強制されたものであるから、今日日本が独立した以上はこれを再改革すべきだということが一方に流布されておる。もしもそれが理由であれば、それは真実をいつわるものといわなければなりません。”

(昭和二十九年一月、日教祖第三回全国教研大会特別講演「民族の独立と教育」)

一方で、竹内洋『革新幻想の戦後史』の中で、

“第二次大戦後の日本を支配した雰囲気は、同時代のヨーロッパとよりも、むしろ、一世代前の第一次大戦後のヨーロッパと共通するところが多かった。一九四五年後の日本では、平和主義、戦争放棄、議会制民主主義、社会主義等のもろもろの理念がはなばなしい昂揚を見せるが、その光景は一九一八年後のヨーロッパを想起させるものであった。解放の名のもとにマッカーサーが日本の広汎な世論によって歓迎される様は、あたかも、パリ講和会議出席のためヨーロッパに到着したアメリカ大統領ウィルソンが各地で熱烈な歓迎を受けたときの模様とひどく似かよっていた。⁴⁾

と引用している。このことは、1959 年の GHQ 民間情報教育局顧問イールズによる「共産主義的」教授追放の講演にはじまるレッドパージへの反対活動で、学生が試験ボイコットやストライキをすることにより大学当局と学生の間には軋轢があった。しかし、学生補導担当の教授らとの間の小競り合いは多くとも、大学や教授全体を敵とするような軋轢は少なかった。「岸を倒せ」で結集した 60 年安保は教授と学生の蜜月の頂点だったことをものがたっているであろう。

また、住民闘争や沖縄基地問題においても、異民族支配による日本思想の変容が原因とも考えられる。このことは、日本における思想史について試みる。久野収ほか『戦後日本の思想』(1959)では、戦後初期の思想潮流を

①知識人の発想地点(『近代文学』グループ)

⁴⁾竹内洋『革新幻想の戦後史』中央公論新社 2011 404 頁

- ②反体制の思想運動（民主主義科学者協会）
- ③日本の保守主義（『心』グループ）
- ④大衆の思想（生活綴り方・サークル運動）
- ⑤社会科学者の思想（大塚・清水・丸山）
- ⑥戦争体験の思想的意味（知識人と大衆）

の6つに分けている。

刷新委員会の委員の多くはこのうち保守主義のグループに分類されると考えられる。戦前から戦後にかけて幅広く豊かな思想的潮流が存在したにもかかわらず、刷新委員会はその思想的広がりを受け止めることができなかったといわざるをえない。敗戦と国家の再建、国民教育の強化という保守的知識人の志向のなかで、国家的視座からの公教育の組織化は進められたが、地域社会や下位共同体における自治的・民衆的な教育的営為に依拠した自生的な教育再建については、必ずしも十分には意識化されていなかった。すなわち、民衆の側からの人間形成の主体性の問題は認識されず、民衆は啓蒙され教育される客体として意識される傾向があったといえよう。そうであるならば、近代日本の教育の本質的問題のひとつは、戦後教育改革においても依然として課題として残されたということになる。

具体的に教育刷新委員会の改革構想の視線は、全体として六・三・三制などに見られるように、制度化された公教育のより体系的な組織化に向けられていた。そして民衆のなかに存した人間形成の豊かな営みを公教育の原動力として生かしていくという問題意識は希薄であった。教育という領域は、学校教育であるか、そうでなければ民衆啓蒙を主目的とした社会教育であった。

したがって民衆の主体的な教育の発展を保障する教育のあり方を追求という点では弱さがあったといわざるをえない。CI&Eは、教育刷新委員会が都道府県や市町村の教育審議会を基礎にしながら教育改革を実施することを構想したが、教育刷新委員会に地域からの教育改革要求を組織的にくみ上げるメカニズムを働かせることは実現しなかった。それは、国家とは異なる社会的な下位共同体を重視する視点の欠如、民衆的視座の弱さに起因するように思われる。

次に公立校は授業内容の削減を行っていたが、私立校はあまり行わなかったため、このころから学習内容に差が出るようになったのも事実である。また、中学校においては選択科目の幅が広がり、前のものとは違い充実した授業内容となった。

以上、日本の教育機関における教育内容の移り変わりを調べ、述べてきたが、実際の効果については疑問視するところが多いと思う。

以上のことから、この教育の移り変わりに伴って起こる若年層の軽犯罪が多くなってきていることから、教育の子どもたちへの影響はかなり大きいものだと言えると思う。

結果的に考えられることとしては、従来の「詰め込み型」の教育においては、学力の低

下はおさえられるもの子ども達の心のゆとりの無さから生じる犯罪が比較的多く起こりうることである。一方で「ゆとり教育」へ移行すると、学力低下が騒ぎ立てられ始め、テレビや新聞でも連日のように軽犯罪が多く発生しているのがわかる。これらのことから、教育変遷において重要な事は、学習の時間での定義ではなく、学習指導の内容であり、またその学習環境にも大きく関与していることを考慮し教育というものを変えていかなければならないと私は考える。

また、日教組の結成大会での綱領は、経済的・社会的・政治的地位の確立、教育の民主化と研究の自由の獲得、さらに倫理綱領では、正しい政治を求め、新しい文化をつくる知識人であるとともに、教育機会の均等を保障し、科学を基礎とし、教育の自由をまもり、労働者として生活権をまもり、組織と団結によって教職を確立することが述べられている。また、ILO・ユネスコである。②独自の学問的理論に裏づけられた高度で複雑な知的技術を行使する。③業務の規格化が困難で専門的判断および措置について職務上の自律性をもつ。④業務の有効適切な遂行のために専門職従事者の自治的な団体が従事者の業務水準の維持改善に責任をもち、倫理綱領を実施し、免許・就業・除名などの規制を行ない、準備教育および研究等を自主的に行なう。⑤社会的に専門職としての権威と特権を認められる。

戦後の日教組と教育体制について、竹内氏は、
“「罪惡」「悔恨」「無念」「復興」は、それぞれ伝統的日本文化をめぐる否定感情（モダニズム）、肯定感情と相関していた。「復興」と「無念」は伝統主義に、「罪惡」と「悔恨」は近代主義との親和性があった。したがって戦後日本の日教組と文部省の教育政策をめぐる対立構造は、こうした大衆感情の動員をもとにした抗争だった。日教組と文部省のイデオロギー対立の底礎にモダニズムと伝統主義があったことをふまえて二つの人間像を取り出してみれば、つぎのようになるだろう。戦後教育の理念カリキュラムでは、いやなこと、辛いことに対してははっきり自己主張すべきだ、と申明していた。辛さや苦勞に耐え自分を押し殺すのは奴隷道徳であるとか道徳的マゾヒズムであるとさえ教えた。すでに、前節までにふれてきた石坂洋次郎の作品、『青い山脈』の島崎雪子先生や寺沢新子、『山と川のある町』の早川のぶ子などがその代表的人間像である。しかし、近隣社会や家庭ではどうだったろうか。むしろ、苦悩や苦勞を引き受け、耐えていくこと。⁵⁾

⁵⁾竹内洋『革新幻想の戦後史』中央公論新社 2011 495 頁

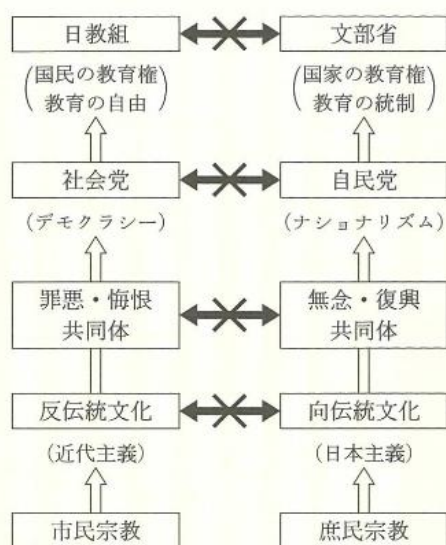


図1 日本の見えない宗教戦争

(出典：竹内洋『革新幻想の戦後史』中央公論新社 2011 495 頁)

と述べている。ここ言う宗教とは経典や教団で制度化された宗教のことではない。社会学者のトーマス・ルックマン（『見えない宗教』赤池憲昭訳）やロバート・ベラー（「アメリカの市民宗教」『社会変革と宗教倫理』河合秀和訳）が言う「見えない」宗教や「市民」宗教のことを言う。「見えない宗教」とは、経典や教団はないが、人々の世界を意味づける体系となっているものである。「見えない宗教」は、救済や愛よりも秩序や規範に関連している。このように見ると、戦後日本の「見えない宗教」は、個人の欲望や権利の解放を言う近代主義という「市民宗教」と、伝統的道德（日本人らしさ）によって生きる「庶民宗教」があったと、とりあえず言うことができよう。

一九六〇年代までは、教育問題は、日教組と文部省・自民党の間で政治問題化したが、それぞれが、公式カリキュラム（戦後教育の理念＝市民宗教）と非公式教育のカリキュラム（日本人らしさ＝庶民宗教）を背後としながらの応戦であった。戦後民主主義の理念カリキュラムが支配することによって、日本教という庶民宗教が否定される（アイデンティティの喪失）ことを危惧した人々か上記の図1の右側に動員されていったということである。

日教組加盟率が90%の時代においては、公式カリキュラム（市民宗教）がタテマエや学校優等生文化となって浸透した。そのことは、1935年生まれで、敗戦時10歳の作家大江健三郎の回顧に見ることができる。

第3章 沖縄における戦後（アメリカ統治時代）

第1節 敗戦と沖縄

1945年4月、アメリカ軍は沖縄の本島に上陸作戦を敢行し、日本の軍隊を敗北に追い込

式をめぐって、沖縄の政治的指導者の中に対立が発生する。この対立は、後に政党の発生を促進することになる。政党は、住んでいる民間人（住民など）の意思と要求をどのように結集しようとしたであろうか。対立は、はからずも沖縄の基本法の制定をめぐる論議へと発展していくことになる。この論争は、基本的には、自治権をめぐる課題であった。自治を最大限に押し進めたところに、いわゆる「独立」の選択肢が存在すると想定すれば、その独立をも射程距離に含めた議論が、たたかわされたのであった。

最後に、戦後沖縄は、基地と経済とが、同 1 あるいは共存という表裏の関係の中で展開してきた。土地闘争でみたように、基地が沖縄の経済的な基盤を提供しうるのか、つまり土地使用料が適当であるのか、その支払い方法が地主に不利にならないのかが、島ぐるみ闘争の核心であったにちがいない。後に復帰が決定するまで、アメリカの沖縄統治は長期にわたるとアメリカ側も沖縄側も考えていたし、実際に 27 年におよんだ。支配する側、服従する側の双方が相互に異民族であると認識している間のいわゆる異民族支配は、その支配に正当性をもちえないから、当然、不安定にならざるをえない。この意味で、アメリカの沖縄統治には、恒常的な社会不安をかかえていた。たんなる異民族支配だけでなく、戦争へとつながる基地が存在していることは、沖縄の住民の生命を危険にさらすものでさえあった。基地をいかに効果的に、しかも自由に使用するかを第 1 義的な問題として捉えるアメリカの沖縄統治において、経済的潤いを与えることでしか沖縄側の協力を、あるいは服従をも得ることができなかったといえる。この経済的潤いは、受益者を形成し、受益者層の利益集団への発展をもたらす。

謝辞

本研究を進めるにあたり、ご指導を頂いた卒業論文指導教員の××××教授に感謝致します。また、日常の議論を通じて多くの知識や示唆を頂いた○▲研究室の皆様にも感謝します。

参考文献

山本進（2002）. 清代福建の商品生産と台湾米流通. 『清代の市場構造と経済政策』, 名古屋大学出版会.

拙稿 (1999). 明朝における朝貢国琉球の位置付けとその変化—14・15 世紀を中心に—. 『東洋史研究』, 57(4).

岡本弘道 (発表年不明). 17～18 世紀初における琉球王国の構造変容—文化交渉の交差点として—. 関西大学次世代国際学術フォーラム第 1 回セッション 1「近世東アジアにおける文化交渉としての外交」における報告.

高良倉吉 (1993 年 1 月 27 日). 琉球王国の基礎的研究: 第 1 部琉球王国の構造 第 2 部琉球王国史の課題. 九州大学学術情報リポジトリ.
<http://hdl.handle.net/2324/221141993-01-27>

岡本弘道 (2008 年 3 月 31 日). 古琉球期の琉球王国における「海船」をめぐる諸相. 『東アジア文化交渉研究』, 1, 221-248.

石井明 (2010). 中国の琉球・沖縄政策—琉球・沖縄の帰属問題を中心に—. 『境界研究』, 7, 77-96.

経済産業省 (発行年不明). <http://www.meti.go.jp/report/data/g84-1j.html>

玉井健 (2013). 中小製造業における競争優位の戦略メカニズム—トップダウン型とボトムアップ型の競争戦略—. 『商学討究』, 64(1), 67-104.

善本哲夫 (発行年不明). 製造業におけるサービス業務と事業システム. 『同志社商学』, 64(5), 417 頁.

鹿嶋敬 (2003). 『男と女変わる力学』. 岩波書店.

渡邊裕子 (2009). 女性の社会進出に関する制度と問題点. 『香川大学経済政策研究』, 5.

雇用職業総合研究所 (1987). 『企業における女子の戦力化・活用に関する調査』.

真境名安興（1993）.『沖縄1千年史』（真境名安興全集第1巻）. 琉球新報社.

新崎盛暉（1967）.『戦後沖縄史』. 日本評論社.

沖縄タイムス社編（1971）.『沖縄の証言—激動の25年誌』（上）, 199–204 頁.

照屋栄一編（1984）.『沖縄行政機構変遷史』.

波平恒男（2009）.「琉球処分」再考-琉球藩王冊封と台湾出兵問題.『政策科学・国際関係論集』, 琉球大学法文学部.

西部邁（2013）.「オキナワ恥の捨て所なのか」.『保守の辞典』, 209–215 頁. 幻戯書房.

東恩納寛惇（1950）.『南島風土記—沖縄・奄美大島地名辞典』. 沖縄文化協会・沖縄財団.

横山学（1980a）.『宝玲叢刊琉球所属問題関係資料第6巻 琉球処分 上・中』. 本邦書籍.

横山学（1980b）.『宝玲叢刊琉球所属問題関係資料第7巻 琉球処分 下』. 本邦書籍.